

第 号
(番号又は記号)

家畜体外受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前	前		
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品	種		
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名前	前		
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品	種		
	(個体識別番号)			
家畜人工授精用精液証明書番号				
体外授精年月日				
体外受精卵検査年月日				
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）、住所及び氏名				

(日本産業規格 A 6)

備考

- この証明書は、家畜体外受精卵の容器に添付すること。
- 体外受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の体外受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体外受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体外受精卵移植証明書にはり付けること。体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の種畜の精液による体外受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- (番号又は記号)の欄には、家畜体外受精卵を収める容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜体外受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。